

## 組織規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）の組織機構、職制及び業務分掌に関する事項を定め、もって業務の確実かつ効率的な運営及び責任体制の確立を図ることを目的とする。

(組織運営の原則)

第2条 組織は、次の各号の原則に従い運営するものとする。

- (1) 各職位は、常に定められた職制を保ち、これを乱さないこと
- (2) 業務分掌の運用に当たっては、関係する各組織と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないこと。

(組織機構)

第3条 連盟は、その目的及び事業を遂行するため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款の定めるところにより、次の各号に定める機関を置く。

- (1) 会員総会
- (2) 理事会
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 会計監査人
- (6) 会長・会長代行
- (7) 業務執行会議
- (8) 副会長その他の業務執行理事
- (9) 担当業務執行理事
- (10) 事務局

2 前項第10号の事務局には、次の部を置く。

- (1) 競技会事業部
- (2) 普及事業部
- (3) 国際交流事業部

3 連盟は、理事会の決議により各種の委員会を置くことができる。委員会の設置改廃、運営等については、別に定める委員会規則による。

(組織図及び業務分掌)

第4条 前条に基づく組織図は、別表1のとおり定める。

2 事務局各部の業務分掌は、別表2「事務局業務分掌表」に定める。

(会員総会、理事会、理事、監事及び会計監査人)

第5条 会員総会は、定款に定める事項を決議する権限を有する。

- 2 理事会は、定款及び別表3に掲げる職務権限を有する。
- 3 理事は、定款に定める職務権限を有する。
- 4 監事及び会計監査人は、定款に定める職務権限を有する。

(会長・会長代行)

第6条 会長は、別表3に掲げるもののほか、次の職務権限を有する。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 2 会長代行は、別表3に掲げるもののほか、次の職務権限を有する。
  - (1) 代表理事として会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
  - (2) 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の職務を執行する。
- 3 会長及び会長代行は、毎事業年度に、3ヶ月に1回以上、それぞれ自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(副会長その他の業務執行理事)

第7条 副会長その他の業務執行理事は、理事会が定める業務を執行する権限を有する。

- 2 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。
- 3 副会長その他の業務執行理事は、毎事業年度に、3ヶ月に1回以上、それぞれ自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(担当業務執行理事)

第8条 前条の業務執行理事のうち担当業務執行理事は、別表3に掲げるもののほか、理事会が定める担当業務を分掌し、執行する権限を有する。

(事務局の職制)

第9条 事務局に事務局長を置く。

- 2 各部に部長を置く。
- 3 前項のほか、各部にシニアマネジャー、マネジャー、企画担当、事務担当その他の職員を置くことができる。
- 4 第1項の事務局長並びに前項のシニアマネジャー及びマネジャーを総称し、「管理職」という。

(事務局長以下の基本職務)

第10条 前条の各職位の基本職務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事務局長は、別表 3 に掲げる職務権限を有するほか、会長、会長代行及び担当業務執行理事の命を受け、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 部長は、別表 3 に掲げる職務権限を有するほか、事務局長の命を受け、部の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- (3) シニアマネジャー、マネジャー、企画担当、事務担当その他の職員は、部長の命を受け、担当の事務を処理する。

(改廃)

第 11 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規則は、社団法人日本コントラクトブリッジ連盟が公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟への移行登記を行った日より施行する。

(平成 24 年 4 月 27 日理事会議決)

#### 変更履歴

2012 年 4 月制定

2017 年 4 月改正 (規則類整備による体裁変更)